

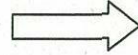
【介護報酬改定の概要】

(短期入所生活介護・短期入所療養介護共通)

○ 緊急短期入所ネットワーク加算

理学療法士等を中心に、看護職員、介護職員等が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合の加算を創設。

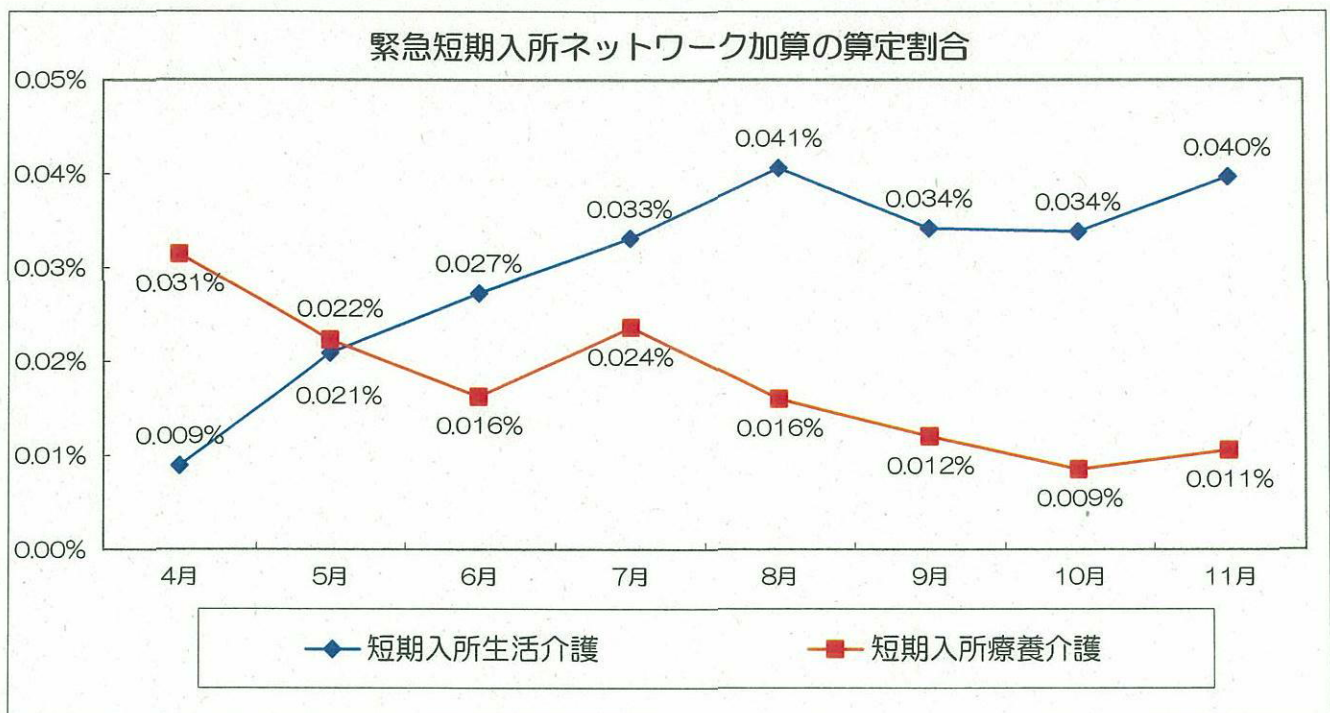
緊急短期入所ネットワーク加算 (新規)



50単位/月

【介護報酬改定後の動向】

- 短期入所生活介護における緊急短期入所ネットワーク加算の算定割合は、(平成18年4月) 0.009%から(平成18年11月) 0.040%に推移。
- 短期療養生活介護における緊急短期入所ネットワーク加算の算定割合は、(平成18年4月) 0.031%から(平成18年11月) 0.011%に推移。



注) 算定割合は、各事業所のサービス日数に対する加算の算定日数の割合である。

*介護給付費実態調査 (平成18年度各月サービス提供分)